朝夷巡嶋記

第五編

巻二

113
939
22

門イ13
939
8

大正十五年二月
花房仙次郎氏寄贈

朝夷巡嶋記全傳第五編卷之二

東都　曲亭主人編輯

後輯第四十三

驟雨の長唐櫃
新関の小袋阪

再説鎌倉の執權北條時政ハ曩ニ已ニ遠ク經任誅伐の大將ハ光仲を舉用ひて陸奥へ遣ヒ遠ク〻娼妓と限りもあるべきれバ彼地より軍の注進ある毎ニ寄ル一戦ハ勝て暴道時夏ハ猶奮り鎮守府の城さへも落せ〻と呼ぶくとれハ竊ニ嘆息をするのミ絶て歡ぶ氣色ナし又賊軍ハ既に泉河原の戰ひに寄ル士卒夥敷しく鎮守府を退ぬとの戰ひハ箇樣〻と報ぜ〻ば小勝と鼓ぶくされどもあまたハ敗るゝ故彼經任ハ幼術ハ光仲ハ〻ぞ克よ〻わ〻ん廣綱の持腐らゝる雷上藤の弓箭と頼むハ粟の穂ニ宿る小鳥と追ふ

案山子よりなほ浅ましかりしやと外人を代らしてとく光仲と召さるべき可惜士卒を喪ふべし。憶ふ慙やと嘆く程は第三度の注進あり光仲奇計を廻し経任が大軍を只一舉に討走らし逃げんと追ふく平泉なる柵を開きて椅角を

御方に破竹の勢ひあるべ賊徒の誅滅遠からじと綽詳に報しうべ。時政は又欽ぶべきかくしんの光仲奴が大功を立てしさぶれ又その中ゆへ言を飾りて功に誇る偽もかくべやはは腹心のめと遣してそこの勝負を白地に

あるよりもなほとゞも年来不便のあるほどに近く使やる湯嶋弥太郎基連とふ壮佼はいぬる建久四年の秋刀野鎌杖照時と相撃して當坐に命を隕しる湯嶋木工進基勝が子なり渠やでいかる機密を委ぬべ見めのもなほなこの三月の下辯渠は肋の痛むとく且く身の暇をもつて伊豆の北條へ退りて修善寺に赴く湯治を見為と欲ひあぐ痩り果ねぞや立うら

ねばこれも亦今とて夏の要やそなるべさい義時に意中を告て竊に相譚んと

ねども親の心を子はあるべ渠はその初より光仲を負めてあるより陸奥なる

軍の注進ある毎に寄せ克ぬ安けば歓びく光仲を誉ると甚し又賊軍

捷に乗ると安けば氣を屈し頭を低くのかれば是まで子がらその胸臆を揣り

くしふせまと額を病して春も三月を空く暮しつ四月のたゞやはその報ず。

寄せの士卒大くなるべ時政は疲れよりてうち臥うこれより且く虎口を解

退けて愈ると侯と安えしべ時政聊慰めくさもてあるとやのこ巨縁

あるふよりあるこの月の上辯佐味並内高利は下河邊

小三郎高吉と称く陸奥より来つる高利は光仲の武功士卒の忠戦及義秀の

武略勇敢義邦主従武詮昌之が義に仗て恥を雪やる事の趣を奏えあげ。

下河邊高吉は光仲の呈書を献りて齎しる賊徒の首と実検に備へ当下

執権時政はその子義時大江廣元三善入道善信と共に問註所に列坐して高利
高吉を局中に召入れて光仲の呈書を披見く高利高吉がまゝ件の
趣を注くと笑く冷笑ひ居るべ賊徒の誅滅は不慮の資よれるこ光仲廣綱の
功おわぬなどて他の功を盗んとるや且賊の兵粮を土民ども
配分して竊に己が恩を被け或は厨川の柵を焼亡して物ひとつ不齎せぬ
とくあるべき紀とこ賊の重器を私せんとてまづその柵を燔ける狄氏の賄賂を
貪りて彼兵粮を散せ欲これも亦あるべし。もるゝ竺内は何の為に陸奥へ赴紀
る軍監は名のみにて知りて光仲が不義の行ひを禁やうしは亦是同
腹衷ゆゑ必私怨あるなるべし賊徒は誅伏もうとも臓るの罪あるべつかく
免べ紀かそも陳ぶるす有ると詰問れて高利は些も怯ずに小膝を進めて
執権の口つゝ宣べ紀すともあるえひつぞ何と證拠はせゝやん六郡の民この

と来賊乱は零落もるゆ経任竟はびゝ復天つ日をゝと歓び平泉の
柵中より落亡せゝ賊を追べ或は生拘り或は首級を齎ゝく御方の陣へ来る
の多り光仲これを賞せんとて経任が盗貯る兵粮を散せゝ又厨川の賊徒
誅伏の後の柵を燔るゝ御方は士卒多りねべそぐまく彼処を守りがこゝさべ
とそうも捨ばべ賊の残黨再び聚合て奪取ることもあん國家のかゝ
要かゝのあり焼亡あるとゝ扨云云は計ひ紀ども厨川は賊の重器
少べ多りく彼此は離散せゝ郡司荘官を招き集めその財宝は悉光仲に親
これを封く且く渠ほは領けつかゝ。
兵粮を百姓們は取せゝは彼地の農民賊乱はありて畊作の便宜を失ひ飢渇は
臨ざるの秋。あるこのすとをえあげく賑んとひるゝ紀へ轍射の窮を救べさし原
彼経任が積貯る兵粮は土民の脂膏を盗るの今これをもて彼飢渇を拯べ

あるべくんば廻上の御慈悲を預かり義兵されば柳営の恩澤を百姓ども告示して形の如く計ひ兎某が才短しかるべくば一旦の賑給をもるべくんば

と禁めゝども既に光仲の議せし趣件の如くいと理りなれば其の意を任じなり彼人何ぞ不義あるべき然るを今執權の推量をもて疑ひ忌へるけ兎角をもと恨を含みて叛心あり高吉も進まず且は平泉を火攻して全く専任を討捕りしか彼朝夷の接に依れども光仲あるべく小勢をもて大敵を拉ぎ内外より攻めんを朝夷の武勇捷れるも独その功を立てがたし況廣綱が鎮守府の城をよく守り國府より送らるゝ兵粮を調達して騎角の勢ひを助けける両将の功多くしかれども廣綱がさきに光仲がその功を誇らざる人の忠勇武功が載る星書よりいんは何と云をあはせ中ん他の功を盗み欲と疑ふる武士の恥辱なるべくやと光仲の凱陣の日を俟て誰に問せんべきものぞと憚る氣色なく答ふ時政怒胸に満て誣んと欲るに辞を獲ず

やがて大息つきて頻に左右をうかがひその義時微笑て軍監使者のまうせし趣然あるべきなり外廷の格式も大将既に外にありて勅命をも俟ずして賊の糸穀を多く散して餓る民を救ひ仁政後の禍あるべしとて厨川の柵を燔るは智なるべし道理は稱へべくれを禁めるをいかでか軍監の罪かあらんいんや又義秀義邦の大義大勇その他士卒の績は別翰に載て精細なり光仲の私なるべきを知るべし欲と憚あるとれども大人は推量をかれば支の虚と実は目今なる議なるべくその凱旋の日あるべく賞罰は時宜よるべし各位いかと問れる廣元善信一残に及ぶ遠州の時遠慮も由なるべきあねど相州の美時意見を従べく思ひ首実検をへ例に任じて由井濱に梟らるべきと言葉ひとしく執成り衆議をもあるに一決して時政はかぶ言の

行れ、ざるを氣色を窺ひ、既よかくの如くなりとも光仲いまご凱陣せば事れ真偽も定め難ぬは首実検を急ぐ要を齋しる首級ハ且く笠内ニ預けらる。宿所ニ退りて光仲ホゴ又下河邊小三郎ハ軍監ニ就く旅宿せよ光仲凱陣して後ニ人もなく沙汰あんとく退り出ると嚴ニ知て慎ホ暇を取せ、ば高利も高吉も迭ニ面をありてかるまじ揔軍と共ニ凱陣せ、ば悔ゆ事を恐れとなのこゆくせんせば、かくく高利ハ高吉を招く外ニ出て経任時夏ホゴ首級を舊のごとく扛擔して宿所ニ帰りて妻子かれば正首ホ訪慰るもあれば五月も半過れども出仕せもといふ沙汰ハ無この故ニ高吉も苦しめく高利と相禮ゆ執権ニいはれしことを主ニ報ずるを帰邸の暇を乞ば、れば心も無奴隷をどを使ひて路次まで出せ、くもあれば、いまを、と云云ニ日を優く主の帰陣を俟うるる程ニ多賀藏人光仲ハ義邦夫婦を相伴く頻ニ人馬を急しめ五月廿一日ホ稍鎌倉へ近つ、ばこの朝光仲ハ相摸路ニ入る程ニ相模ホ軍兵を過半後陣ニ退けく士卒絶ニ百騎許。身甲のこ、ろ、く弓ゆい弦を張られ甲冑ハ幾箇ニ長唐櫃ニ納さ、ば駄の夫役ニ早く既ホ岩瀬村の西南ゆ離山のあるまで来つるれども曇る日の道ニ滑る五月の天れ癖れが忽地暗くなるまニ驟雨いく降そば、く笠ゆ蔭ゆ夫役ホこれニ慌忙くものく件の長唐櫃を樹下ニ早ゆんとて稲塚をとも倒し夏草を踏乱しく衆人罵騰ぐ打ることれも亦長唐櫃と四箇ゆ扛擔せ一個の宰領後ニ附こぶ邊を過るれんこゆの夫役ハ彼長櫃ニ疲れを休うるも中ニ壊を世破ば件の宰領駭怒りそゆ狼藉ある奴原ニ対ハ将軍家の御使と稱く年く五月ニ祈祷の神符供物を献る何ぞの院の長櫃ゆふも破りし非道れとく鎌倉へ走るくこの趣を聞えゆんこゆ長櫃ハ四ゆ

稲毛四郎重成は北條時政の壻なり。この事既に初編に見えたり。

預けしむ。衆皆本より敦圍に赴かんと欲す。八九人長唐櫃を捨て走り去れば、夫役これを駭き追留て勸解を致せども、竟に及ばず。或は一致せざれば、竟に及ばず。或は聚合て相彈す。鎌倉殿へ進らせる神符の長櫃ありとて、悉く捨られ、そもそも置れど且これを撫出す。多賀殿より、えあるん俗に、重荷に重附とこのことなり。八九人諸肩入れて早起す。云ひしより甚重しとて、雨も霽て蕃山の麓に西日さし夕風涼しかれば衆皆只管急げども、光仲は雨に追れて馬の足掻を止めず。輙く追つくべくもあらず。さりとて後陣はいまだ積る迄に焦燥罵りあり。足並取次に走り合処に身甲もなる一個の武士従者十人ばかりを引き連て、道次の教壘の蔭より出て、光仲の夫役ども遮留めて、軍役仕れ、且く等を光仲の長櫃を奪ひ、鎌倉御内の駑近稲毛四郎重成が家男北條殿の孫市の別當を奉ける稲毛太郎重平なりけり。

この処に出逆ふ御教書あり。その長櫃を悉く蓋を披き、立て呼被れば、夫役は再び驚き、三十餘箇の長櫃を脇一其処に早居て皆兵仗跪き仰ぎ、ひぬ甲冑と衣裳のみ。多賀殿の隊兵を招き遣はす。先へ進ませ、鍵あれば、許さんと彼を披けと敦圍は用意をなすべし。稲毛が驍兵は阿応なく、もの聲を挫き、大刀を抜き、鐵槌を居て、櫃の鎖を蓋共に打破りて、ひらくを推しひらくは或は士卒の甲冑、或は舊垢つきたる衣裳の外に物もなし。既に最後の長櫃四箇送りて、この鎖の大なる封じたるを怪し故、ひらけと立て、れば夫役は瞻く推禁めあれど、人は道中を早く歩むのみを何ぞ院と、祈禱の神符供物を鎌倉へ進らせる長櫃とぞ。

夫役を誣く
重平賦罪を
これより左かまくらみち

嚮は如此くの事ありて路傍に捨られるを見て甚くも惜れど早く過
過ぎて多賀殿に追つ付く告まうさんとすれども漫りに此櫃どもを許さず
皆共供ようも勧解ぬと重平冷笑ひ口さがなくも拵うるを
不審しとくの論ハ元益ありもあらもあらず
拵ぬ夫役を撥遣り突退け件の四箇の長櫃の鎖うも放く推ひけバ神符供物と
似ぜその両箇の長櫃ハ金銀あり珎珱あり世に稀なる調度あり又両
箇の長櫃ハ綾羅錦繡あり信夫の揃衣陝の細布など陸奥名こう産物も多
う夫役ハ斉一とれとなくあるいハ呆れるのみ所以を知ぬ當下重平
怒りて奴原かそも偽ハ光仲元米匹夫ハ猛に兵権を執りて功を憑て
私慾あり後の禍を禳ハんど言を飾ず厨川の柵を焼亡し又鎮守府の城を毀く
已ゞ隨意せ物とんとの伎倆ハこのまゝ人に知られて街衢の風声
隠れ知りて某密旋を受まりこの処に出逆へくとの長櫃を穿ち毀を
見ハ果して黠の贓物あり汝ハこれを早まれば縛賊あり
四箇の長櫃を披んとしるとハ告を光仲の物あるべきの故い箇様くとよふ
なるとあり良に上を欺く罪軽くハ大膽不敵の奴原と声あり絞りく
罵れば衆皆いよ慌忙く道のぬるまれ泥に塗れを皇天頂を照らしも
いぞ偽りの人既に中上ゞくこの長櫃ハ多賀殿の長櫃ハいぞ驟雨を避んと
聊慰ぬ櫃のぬゞうも腹立くハ深に預ぬとハ捨く走り去ハ元常れ
あるべ重荷を早く来べくもわねど上のもん祈禱の神符供物とハ
早く早起せハ今のもん多賀殿いぞ知り多ん彼人ゞがあるこの物を神符供物と
偽りくうち捨て走りハつくこのあるを如ぞ如あるくとのうを重りハこの
故あるとと漸くに悟れども何等の故とハ由ハ迷惑至極つるあるぬ穏便の

あん沙汰を願へとこそへと辞ひとしく哀を告るを重平はいとも果さぬ呵ことを
冷笑ひ汝ホ言を巧めども此ものそのの物を巧みて神符獻備の長榎あるべそ
僧坊の寺号山号昭よ書つけく會尋と立てもあるべきよこれも彼も皆相似たり又
何くの院とかの僧坊ハ絶く諸國にあるとて寺号をもつ定めて敵と二人も
留めて陳をれがとそ誰うハ信ん皆縛んで觀念せよと飽まで罵責く躰と抗て
さ招けば稲毛が駿兵奴隷さ彼此より走り聚る人数いとも多くあるべ八十
餘人の夫役ホを一人も漏さじ搦捕く珠数繋だかく追立れば重平はいと奴隷
ら。ホよ三十餘箇の長榎をこれも漏さじ早く就中彼四箇を真先よ推立てと
勇しげよ走去りぬ光仲ハかくとも知らで駿雨と乗ぬんとそ馬の足掻をすかく
ぬくと十町あまりゆく天ハいとく晴しかば長唐榎を早くも歩卒いも追ぬ
べし後陣をも俟合てそ吉見殿ものと共よ鎌倉よ入らんとそ程よ平坦よ駐める馬

より下りく床几を立さし且く尻をかる折く一個の夫役泥を蹋立く喘々走り
來る會釋もなせば大將のほとりまで近つきくそが左右よ侍りける武淫昌之ホよ
うち對ひく遠ノ額をつゆ少人ハ長唐榎の肩代せし夫役とそ嚮よ雨ふりし
比途ゆく不慮のゆ起りて思ひく駿計の夫役ホハ稲毛太郎重平ゆよ矢庭よ搦捕
られうその故ハ箇様くと驟雨を避る驟ゆよ謬く彼外の長榎を破りる初より
自他の長榎を送もなく重平よ打扱れそのゆよ終りぬせしく報て汗拭
拭ひ小人ハその折よ敗る草鞋を更るそ二町あまり後れて来ひやく縛の家を
脱れうれば間道より潜やるよ後のくまよ近つきく一岐高ゆ夏草の繁ゆ下ホ
躰ひく稲毛殿の情ゆ証周を竊聞つかそ件の後者あるさ彼此より聚合
こが長榎も彼長榎も奪ふく存一昇起ノ生拘りる軍役共を頻りよ追立駈
立く鎌倉のくまあやあん道引ちぐく走去りぬさればあらの道ぢを過ぐる

いづくにか知らざるべし。彼禍なすあるを他の長櫃に早起せ、怨より走り
しとまでも面を変じ神祇供物といはれ櫃より金銀巻絹調度などの
駭出しあるはぐくしいぐこれらの趣を報まうさんと思ひ面をせぐ阿容こと
ん迹を慕ひまうくかくは推参つまりぬと偉詳は告ぐまん武詮は昌之も暴れ
るのを辨ずあれくなとく驚嘆まうる光仲これをうちやく愀然として眉を
顰めはりのよそを光仲をいくく憎ぶまあるを陷んと仮倆あんすや異変のす
ありとも人を駭べ駭べ好も又も光仲が身をうちそどあんぎゝん陸奥まかり
日ハ三ヶ月の戦ひは士卒軍令をよく守りく殄滅するめなりしかも功成くく師を
かへしるは鎌倉へ入る途ゆく彼禍を釀せしハ歩卒ハ罪なべ只一日路の程なれば
何ものあべと容易もいはぬまあるをよく知る老兵駭宰領は謀べりしかも
油断しくく用意をせべ横驟雨は追れて頻りは馬を走らく後方まるあり

とも、あくぐりしハ思慮足らぬ光仲が怨あり、あんぬ猶豫あくしく鎌倉ハ
帰陣し事の次第をまうし解ん太郎五ハ後陣は退りく件のすを吉見殿は竊ハ
告まうしね軍兵ハ三ヶ二ッこの処は留べられば四郎ハ後陣をあり合てその一隊を
ゆく徐くは来はあるぬり耶と解諭べば武詮頭を傾けくつりく業ゆは怪し
のあるとありく急ぐく柳営はまりあべ吉凶はぎあべくべいんやこの隊ハ百
騎は足らべ。それもう過半送しあべ非常のあんと知誰うその仇を防ん誰
ん身は代べ拙策はハ也ども暴は病痾幾ぬと披露しく且くこのほとうは留り
也某使者として執権の邸は赴ん竊は氣色を窺ハ便りをゆうこと多くべこの後ハ
いくと長けば光仲頭をうち掉くをへうぶ物ゆと大く違へり説者のあは誣られて既は
罪をぬくんハ後陣と合しく来るとも身を護ふ足べやはこの身の仇を防ん
とそくく兵権と解ぎもわべ非常のあんと知士卒怒りく戦んまくんハ

鎌倉殿より弓を弯とこれあるれば寛任は身を喪ぼく且悪名を留めあべ識者の
為に笑はん士卒をろかく留めおくは猜疑を避んためなり太郎五人とく後陣に
退りくれひのりを冠者に指へよとりくとのをぐ立れども昌之はあわ立もあべ
沈吟どくさいあり某ホハ初より大将の庇に立く君父の怨を復せーものと今この
を身の難義に及びく誰か一歩も退くべき且くあに坐を占め吉見殿も遠うべ
追つれあべよとと推辞ば光仲さあらば汝達ハ信夫の舊臣冠者の譜第
ねども箕姫のうをもいでさあるべ沈吟ありて間中守直下河邊高吉とグ
老黨を彼此へ遣しらればその代は愛時この隊に隷るのを光仲は義を立ハ要ア
かくもこそ意に任せべと理り切く諭せども両人ハあらけりを宣ぶく吉見殿ハ
古主の婿君はよりはせば等閑はあるべさ見ん身はあるべ又何に汲引
せられく彼君ハ年来の大望を果しあべ見ん身の安危ハ吉見殿の

停沈に係れりいつれかしても忠と義の志ばれどかべ枉く且く留まを見と詳に
しく諫もば光仲頻りに焦燥く光益の論議に時を移さば後悔脇を噬むと
あん汝達ハ汝達の志を移くられいべ意に任せんとと〻みの身をこと
馬に内りとうも乗りく鎌倉を投く走らられこのうをとく諸軍兵誰か
この処に送り留らんとふるめあべ兎角浅れじとて走るもん武詮も昌之も又これ
に禁わりて徒あんとを抜れく追つべそを進るかりし程に光仲ハ二騎
真先に進るく小袋坂まで来くれば猛に走れる関あべし素撲の城を盧
れが心いめく安らねど己とを場ど馬より降くれハ多賀蔵人あり陸奥の
帰陣して柳営へあるんと欲をこの城戸到兎と高やふ呼うけうと旦て関
守の雑兵ホ角門を半開ばら多賀殿に参ばいべ入り兎とくくと
いそぐあべ光仲ハ後れる従者とあに暇あく引る隨に衝と入く四下を估と

ふるまえば雑兵凡二三百人或い劔戟の鞘を外し或い弓杖突立て齊しく
當下割具足より臂鎧御甲もろ両個の武士進み出て光仲よりも對ひ多賀藏人
あり是あん疑のまぶあるべきの身を呂進ぎ兒音將軍家の台命と稟まり柱柄
平太亂長仁田四郎忠常ホ関を守る候を久し國法あれば腰刀をとりあえず
嚴よ命を傳れば雑兵あるべき囚轎をとりよ早くかれども光仲ハ些も驚く
氣色なく身を取てあん怒めを蒙らんとせひけど台命ハ是非よ及ぶ律のまく
計ひ是ところびれもせず両刀をとりて轎ゆど乗揚る浩処よ武詮昌之士卒雑
兵共侶よ直走りよもつ武詮昌之米よ進み城も破れもとも敵ぞれハ陸
奥の軍役よ從ふる兵共ハ驚ぬ出ぬ駆雨よ士卒混雑して道をうあ成よりく
多賀殿よ後れまじ開ゆへと呼ぶば亂長裡面より声高ゆよ罵る兵共義れ
多賀光仲ハ罪あるく囚徒とありまど光仲かくのごとくあれば役よ從ふ為めく

賞罰ハ沙汰よ及ぶ故郷へ帰ぶ仰を受る柱柄平太亂長
仁田四郎忠常ありまるる欲いまるく仰天ぞ腰を
ゆ接ぶ意とぞよ散動ぞく嗟嘆の声と合ぶ中よ武詮昌之も
遺恨よ堪ぬ声とり立光仲ハけまも逆賊退治の大將ぶ仰ぶ罪
あれば從者一人も許れぬを打ぶ故坪よ入ぶ再び
ぶ亂長ぶ光仲ぶ兵共光仲ぶ任重くとも囚徒とありよ從者を許
して俱ぶ成ぶ嚴命よ依ぶ所ぶ私よ阻むよ異議よ及ぶ主共侶よ搦
捕んぶ成ぶ只懇便よ退散ぶ其身ぶ為ぶ後日ぶ沙汰も宜ぶ
主ぶ為ぶ退ぶと正首よ諭ぶ後ぶ音もぶ武詮昌之
歯とぶ心ぶ早れども許れぬ関れぶ一圓ぶ
退ぶ冠者よ夏の廷と告ぶ咳ぶ

竊よりも相譚て衆共侶よりうく足の運びも弱り果てゆくといふべく義
あるべく吉見冠者義邦ハ道中後陣を営りて継忠ホと先よ立て蓑姫ハ義光と
蒙二郎と傳けく後よ立て士卒雑兵陸續として過よ前面より来たり武経
昌之こと共に頻りよ走り近つくと義邦あるよ怪みて馬と駐めて候程よ両
人とも走り来て光仲の人送もるく彼長樫のりさよ云云と告ゝ義邦
いく地ろ悲愁ひく馬より降て路邊の小草の上よ敷皮布して廣光継忠ホと
招き集め彼凶変を告る程よ関のそよりう退れ来る士卒も其処よ聚合て彼よ
告此よ報れば後陣の士卒地ろ呆れて騒ぐと大さ成べく義邦ハ継忠と
あるその乱雑と鎮めもせく藏人と極めべく計策も欲得と議るよ賛光継忠
蒙二郎等も頻りよ遺恨よ堪ざれば衆議區々ありて莫果べく義邦霊時
沈吟とく曩よ入れ萬死を尽く怨と報ひ恥を雪め夫婦主従再会の素懐と

其所よ遂ようとこれ誰が恵ぞ只朝夷と多賀氏とこの両雄の賜よまれり
あるべく彼人軍功ありそのまゝその賞を受べく譏者の多よ中られて不測の罪と
なるんもそこの命運もあよ竭くり何の了簡よ及べく義をもて安ぜし男を
なー鶏鳴の暮あるべくとはいふとも小袋坂の新関守と詭計りもうも越て安堵と
藏人と共よせん嚮よ桎梏を過りし折きのけものと暑ふよ蓋姫ハ長途よ悩て
心地例あるべくと安ぜ保養のる其処よ憩ひく時と程せ藏人ホ
いく後れく悔しく思ど今ハ為ん方なく縦ありより辞去ると再び譏者よ誣られて罪
あるべく罪とはいふんもて何國あり立潜べきそハ義よ背れ父祖の名とも
降べくこそ既よ決せり長食議ハ毎蓋あるんもいやとえくりさる迷恨の眼
尻よ涙を含て必死と究めー當坐の決断日来ゆ立まきりて氣色雄々敷見え
しべ廣光継忠武経昌之四名齊一感激く奮べくと応て更よ又議まる

初の度は許されぬ軍兵は後陣を命じて彼新関まで抜く遁がいなく是の防
ぎべし渠ホハ故郷へ又さんとて若兵ホを招きて武士と徇さんは士卒ハ
力を脱しく嘆息の外もなむく是首は十人彼首は五人うち聚合ひ相潭らく多賀殿
慈善を言とて傷を吸ひ糧を分ち士卒を憐みあるその恩義莫大なるぞや
吉見殿ハ源家の上龍温順ふく仁義ありかれば此の庇は立ても後遇しく
哭ひよ多賀殿兄実の罪は沈そ吉見殿も安りぶ今その危窮の時は臨くく
あるく捨く離散せば寔は是あるべ不義あれども小袋坂は新関をもえられて
此度の軍役ふしめハ皆追ふさるとぞいるるすや許さぬ関ありともこの大勢が
あるるを合さいるも破りその越べし。さるハ多賀殿の罪を増せのみ是は
益あるそいるべせん夫石を犯しく身とくるる。稍逆賊を滅しく嘆のべ
る甲斐もなく只一掬の涙も追ふるる腹立ふる只是恨の限りなれども

大功ありて越度あるる大将をう因れ人ハ他ハ幸ハその該のすあるんと
諦めもありぬべしかれば我意を立るハ要ず。とくあるより退散せん。
ふ老兵ホは諭さしく巻を握り齒を切る若武者も已ことを切ぞ義邦主従は別を
告くるく涙を拭ひあるる食奮里へと知りぬく栄枯得失有為転変定なる世の
なるぞあるひきの戦場は功を争ひ勧賞の樂をいるぞ央ずるる旅泊は呻
吟あるぞは苛政の苦を忍来るる人さまくはあるるぞ家路迫は異なれども憾ハ
あれど玉鉾の道のぬるを右は左と吸ひ被る声答る声も竟は竟ぶ
葦姫ハ彼凶変の逝を伝へ吸ひ輪子の内は伏沈そ塞は苦ぞあるるむ
あるる父伊豫の判官平家追討の軍功ありぬく逸者はいく誣られく鎌倉へられぬ
情ぬく腰越より追ふされひけん過事くるる人ひあるるうち位あるぞ理り
ぬく義邦ハ夫婦主従今こは只七人なるるるるるるぞあるぐれいざそ

とゝく立あがるゝ今ハ夫位もなくゆりぬ匿姫の輪子ハ継忠と藁二郎が辛くしく
樓起しつゝ武祥昌之相助く早つ後ハ續ぎりさる程ハ義邦ハ小荷坂まゝ
廣光ハ先ハ進ゝ城戸と敲く声高ゝゝ云云と名告ハ関の雑兵ゝ
吉見殿ゝ下知あり軍兵とも引く来つる狩その人数いくそぐぞと問れて廣光
さゝ台命の趣と仍ゝ次ゝ兵ハ軍兵中ゝ身の暇を取らゝ今ハ一騎もいなぎ主従
七人のゝ中ハ女儀一人あり即冠者の内室ゝ
あゝゝ呼門へハ雑兵ハ応と答てあれ且くハ城戸を開ゝ
ゝれハ柱柄平太亂長ハ雑兵ハ西三東の焦火と照さゝ角門より進ゝ吉見
主従とゝ
あるゝより既ハ禁獄せゝれゝ
ゝゝ新関と守てゝ彼義邦入りゝ主従とゝ苗措紀速ハ

あげくなゝ下知と伝へと豫より沙汰せゝ冠者ハ軍兵と
離散せゝ夫婦主従ハ七人ゝ
せゝかのごくゝ
左衛門尉義盛が族子ゝ和田の荘柄平太亂長ゝ
誘引ゝ義邦主従ハ事ゝ
問ゝ姓名と告り或ハ本貫来由を報ゝ裡面ハ入りゝ平太
亂長ハ義邦夫婦主従と関の守屋ハ苗措ゝ
ゝ俾の趣と執権評定衆ハ報ゝ
遣ゝゝこの亂長ハ情ある侍ゝ義邦夫婦後者ゝ
ゝ割篭とゝ膳を薦ゝ長途の疲労を慰ゝ
蒲殿ハ仕ゝ迭ハ面と撤れゝこれ彼窪谷是音のゝ亂長

囚輪を守て
忠常
問註所へ赴く

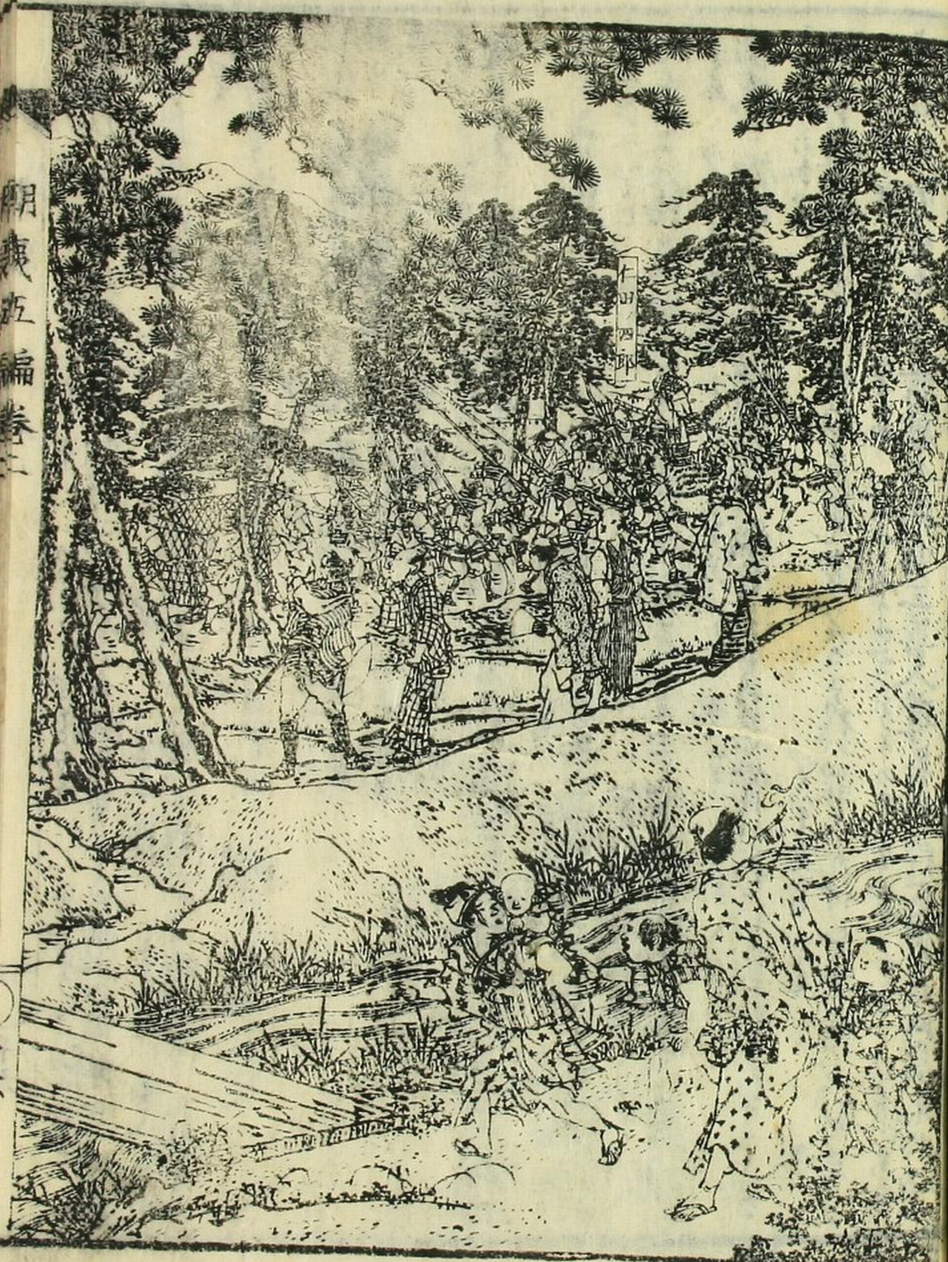
十郎四郎

義邦の素生を疑ひ範頼卿の一子なる白鳩丸なりしと世上の風聞空しからざるを
さらなり感嘆しく奮ひ涙を流し怨み慰めても慰まず主従共に
光仲のうきめいつまでと思ひ暮れくあの宵とあるを明しぬ。

後輯第四十四　尼御殿の流言　衆議聽の讞獄

是より先に仁田四郎忠常は君命已に下りぬ囚轎に乗せられる光仲を昇出
さしく荏柄平太に引渡して雑兵に先を追ひ士卒を左右後方に立て向注所に
赴く程に大約その道すがら良賤道俗これを嘆き亜懸や光仲卿は奥六郡に
猛威を振ひ梟賊經任を討滅せしその恩賞は賜はれど囚徒となりしを
何ぞ嘻痛しくといぬるものあるとされば罪人光仲を忠常が召連れて来る
す向注所へ出ずべき當廳の別當三善入道善信評定衆大江廣元共居ゐ

着坐しつ市の別當稲毛太郎は夥兵に光仲を受取しく忠常を還しぬ
とのと紀日は既に暮れて晃く夥の燈燭かがやく白昼に異なるかと廣元
善信は向注所の簀子の下とりに光仲と召の出して即仰せ伝へて云多賀藏人
光仲兇賊征伐の功をこそ賞罰を恣にせしめ賊の財宝を盗ん
為に或は厨川の柵を燔き或は鎮守府の城を毀ち土民の口を塞んとする賊の兵
粮を散して私恩を被け剌副將廣綱は鎮守府より逐電しく公命を蔑如
せり或は独り光仲恩賞を貪らんとて相資く大功ある朝夷三郎義秀を追
退けく鎌倉へ倶しまゐ男廣綱を殘害して竊に骸を埋めしとこれくの
り実なりその罪既に五逆に亦れり。かそもまうしとくす有やと問れて光仲
頭を擡げ某不肖なりく亢龍の悔を思ひ任重く功高きれば人の讒言許にある
ん賊の兵粮をとりて餓る民を賑せしは暴を去く仁に帰くその義を賞

せんなるかなく上の恩澤を施し給ふのこいぐら私恩を被ん又厨川の柵を燔き鎮守府の敗城を毀ハ土地廣しく民離散し軍兵少しく守るに足らぶこれを捨措バ賊の殘黨再び憑らんあさ公の扱ひ有れども要なく無れば患ひ非し。

よりて為ち計ひ又賊の財宝ハ某ら〻これを封ぜ莊官に預け置き彼地に使を遣されく目録と引合さ也紛れあぐらもいつぞ又朝夷三郎義秀の軍功第一なるハ曩に洋に注進の状に載せ相伴んとて勸めらるも義秀ハ乳母阿三丸と唱れる和田義盛の三男之幼稚なる時故あり父義盛に愛を失ひ安房國に成長なり親の勘當免されい鎌倉に起居さと推辭く一切從ハぜ且その側室友鶴とのもの越中國岩神の豪民稲向判五が女児之産後の侍に肥起ぜと風の便りに伝へ聞彼に汎慰んとて遂に越路に起居し又凱陣の比廣綱道世ありしかば驚き憂く隈なくその住方を索めらるも今ハ

便りを失ひとて其の道世の為体我侭に似れども素より勢利の巷に住ぜ爵禄を辞し富貴を捨て太田の郷に隠れしども台命脱るに路なれば戰場に赴き功成りく身退き難ハ迚その願ひ免許を稟ぜて隠遁の咎ありとも此度の軍功を忘れさバ償に足ぬ狡光仲が賞に換てまゝ宥めんと豫てハ思ひ給ひ諦めもあれん疑ひ解きもあらバ命運の縮ぶハ是非に及ぶぜと曲々に思ひけれども廣元なきあれども御辺の長櫃三十餘箇あるが中に四箇ハ全く臓物之燈挑既に明白なればやとくとも立くしといれて光仲些も礙ぜ殘せぶその内に某も告るものありて粗ぼうそへ夫役ぶが浅ぬ為に何人ぞ計られて外の長櫃を屏て起しくその奸計を覚し彼ものどもに問せぐ来歴分明なぐとぬ善信頭をうち掉りその究めく胡論の殘へに四箇の長櫃ハ他人の物ありともその内を定るに何を

しく證拠ませんかくてハ罪を脱ぬがれし。ようやく貧なりし六位の官爵を召復
して禁獄せらるゝもの也と嚴にいひわたされバ稲毛太郎跳かゝりて光仲を實否
下へ暴やかに引おろし先にと縛めて追立て外に出たり。抑光仲がかく出なるに
無実の罪をかうむる縁故を原るに稲毛四郎重成が亡妻ハ尼御臺政子（法名如実）の
妹なりければ當時出頭第一にて彼是方へも疎からず折に來往る程にこの朝夷重成ハ
尼御臺にあらためて実なりしかん某が家隷等の相識る商旅近属陸奥より帰
上りたりければ壮弱輩彼地の戦ひのやうを諸問ひしに光仲ハ両三度平泉の柵を攻
損じて擊れんとしつる折朝夷三郎義秀といふ猛者きたりて賊柵を火攻して泰衡が
首を獲たり尓るに光仲その功を娼みて遂に義秀を伴ひて剣副将廣綱と
絞殺して遁世せしと偽り又土民の賄賂を貪りて賊の兵粮を分與へ厨川の
柵を燔て鎮守府の城を毀して賊の重器財宝を私せるは甚多かり且その

贓物を殺の長唐櫃に隠し藏めて夫役に舁せて帰陣せしと風聞
地に隠れなしとぞ云たりしかれども只是傳聞のみにして證拠のなければ
ならず将軍家に訴へあげ奉らバさまでにありとて一大事を出来ぬ態にて
そのまゝにおくは不忠なるべしといひてこれを告たりとなんいせハ尼
御臺これを驚きてさてハ安からぬ事なり執権と相別もて竊に招きて相譚ありて
外へハ漏しそとありしを恐れて重成を退しひとり胶息に臂をなしつゝ
尋思あるに程に折もよし時政ハ年も光仲が帰陣のことを尼御臺に報まゐらせん
とて義時共侶参りにければ尼君間近く招よせて稲毛四郎が長くいひし光仲が
伴の趣を云云と笑え見れバ時政不覚ながらも笑ひてそれハ実なりやいかん光仲元来
匹夫なれど猛に大任を奉るまでのものゆゑ邪なる事もあるべし途に人を出して菜
意に起して彼長櫃を穿鑿せバ證拠をゑべし。まづ其の從を将軍家へ申

上洛とゆひ果てく立んとするを義時急ぎ推禁め光仲私徳ありとゆへを渠
一箇の人物なりなんぞ他の功を掩ひ猶且その勇ある駿河前司を害せ給ふ顧ふ
べし腹黒き下司の悪言あるべし故愚意をもつてまさに且くもつぬ抑もしてし光仲
帰陣の後その進止を心を附べ言の虚実もその中を糺ばとゆへ
とゆへもあんず時政は白髪の頭をうち掉て慈悲佛眼も人なるべ〻叛逆の
報ひとゆへも光仲果して然る耽りく友を追ひ勇を殺さば君は忠あるもの
かんぞ渠は元来水曾の残黨擂口が子ゆへ今凱陣の折とて槍と鎌倉
揚ぐ心を狙これも亦あるべし所詮小袋坂の辺りを関をもうけくその軍兵を
一騎うとも鎌倉へ入ることを許べ光仲と謂計りて搦捕ることを捷路なりと
敲く敦園は義時頻りに嗟嘆しかるもそは疑ひなを推く禁めおきなるべ
べれどもその虚実定るまぬを早まく光仲を搦捕とその罪なくも鹿忽なるべ。

まづその長櫃を穿鑿さして後小云云と計ひ〻つりくと思惟ふ吉見冠者
後陣なる軍兵を拉く光仲共侶鎌倉へ来ると狭豫なりその報あり偽〻笑ひ
義邦その性柔弱なれば光仲が搦捕られ怒を発し関を攻く鎌倉へ入らんと
べべ〻べりしを来りくこの地を来るべ光仲と名れ〻〻彼人〻これ蒲殿の独児
なく乳名白鳩丸なるを人世の風聞を紛れなく且その奮臣江廣光も今あり在れば疑ふ
べ〻べ〻なるを賢慮あるもの〻〻〻〻て時政眼を睜り吉見冠者は蒲殿の子と
ゆへも日蔭の花と親は罪あるて死を賜り子は亡命〻〻〻〻屠蘇なり賜その勇ある
信夫荘司と共ゆる死べ〻阿容〻〻と賊を生拘られく久く柵を繋れ〻〻〻〻時夏を
討ぬ〻〻とその功を賞ぬを是ゆ〻〻〻〻べ〻〻〻〻軍兵を共追ふ〻〻〻〻
勿論なんと辞せ〻〻〻〻答を足御墨〻〻〻〻白鳩丸のを就て
古幕下頼朝も折〻〻〻〻思召〻〻〻〻云云と宣ひ〻〻〻〻言の葉の耳を送れり。

蒲殿その罪定まるぬと早りて失ひ給へんかれば今亦情あく義邦を追退けそハ古幕府の恩あるべしふ悖るあ仍く愉りて安立ハ平く彼人の外叔又れども景盛ハ故あるく将軍家ハ勘當せられ久う篭居ときと給へば餘人ハ領らして衆議とも問く定めぬと他ハ多くいろく理りハ時政も又拒ふ給ぬ言見寄預とおれかもれ光仲ハ既ハ罪あり忍ハ給へくもあく誰そ彼を按もれば義時再び小勝を進めて原この一議ハ稲毛四郎ハ中あげしるの子太郎重兵則市の別當ハ重平ハ光仲が長榎を穿鑿せしめ又小袋坂の中央ハ素撲の城戸を修理して事熟ハ武士両人ハ三百の兵を隷く守らしめ給へ失わくとハ思ふ人ども大すの議ハ将軍家ハ宣えあげく旨ハ任しめ給へ傷難あるべしと給へば時政笑片向く寔ハ然り者ありと応く共侶ハ退出く能く支の趣を頼家卿ハ宣えあげく稲毛太郎重平ハ光仲が長唐榎を悉穿鑿せよとて凱陣の途ハ猛ハ小袋坂ハ関を構て柱柄平次と仁田四郎ハ駿の士卒を隷て守らしつ光仲事ハ捐捕べし義邦事ハ留措べ軍兵ハ追ハ捐捕べしとて掟るかくてこの日の下晡ハ稲毛太郎重平ハ光仲の長榎を遂ハ豪奪ハく駿の軍役を捐捕べしとて云云と報しハ時政ハ喜ばれ光仲が贓罪擅ハ既ハ明白なるの身を捐捕べと小袋坂なる流長忠常ハ最金を伝くるのあハ及べるれば軍監佐味笠内高利も光仲が邪あるを推慮るの罪尤軽べしとて第ハ外面ハ十字榎被けく閉篭く絶く人の出入りを許さず光仲が使者下河邊小三郎高吉も主の非を飾るとの罪高利ハ等しくそれも亦佐味が業ハ捕篭く番卒日夜の間断なく成るとうれべるも獄舎ハ異べ皆是寛枉れば高利が恨ハ深く下河邊高吉ハ黄泉の道世の光仲の禁獄とひ彼とそれとも事ハ

歎息ハ淺々ぬ憂苦腸を断まぞよ身ハ囚れく心とゝ〻く籠鳥徒ら遠山を瞻望く暮雲の往方を懐ふが如く器魚大洋の波を慕ふく愁を貝闕ら訴るま由なれなら似う強楚亡びく韓彭僇られ重耳還りく介推焚ると唐山人の悼こと。

榮枯龍辱定め難人の人又もうらへよ哀れ有かて又その咨ひ。

稲毛太郎重平ハ光仲ゞ長唐櫃を舁こう一駄の夫役を皆獄舎より牽出さく臓物の来歴を速ら首伏せよと杖を揚く撲ぶれども夫役ハ黙ひ所初のごくありれば重平大く焦燥く或ハその背を割り或ハ口ら水と注入れさまざまもゝ夫役ハ苛責ら堪ぶ且く苦痛を脱んゝ彼四箇の長櫃ありハ経任が財宝なべしその来歴を定うまゝ神符供物の長櫃ぬ光仲の物なべとやせ〻ハ偽りなり紀と一両人のあるを因く重平ハ且ら苛責と止めく即件の趣を時政廣元善信ハら報ぜれば時政竊ら歎びくさゝべ亦光仲ぬもいく責ばいつゝて臓物のうちぬて廣綱の存亡虚実義秀が為ら明々地ら首伏ぬ紀いつゝ人責るら火まれ水まれ悲めの隨らせよかと憚る氣色もなく指揮をれば入道善信眉うち顰めて苦ら其の残ハいぐあるべ光仲その罪ありといふも冠階大位ら升れく逆賊征伐の大將ぬ今さゝその身を匹夫ら等しく鞭懲ハ律ぬも違へり但幾遍も向往所へ召よく問ぬと禁めて傷を見くれば廣元頻りに點頭く入道の意見寛ら是ゝり かくのごとくなべ國の刑法正ゝ又君の威德を損ふとゝもいりのあゝん再び賢慮を旋らぬと共伊ら諫ハ時政ハ黙然とゝて又紀く眠るが如く且て眼を時閑紀ゝ愚意ら及ひくゝ將軍家へぬ申ぞ。

ぬもく昔ら依ゝ太郎ハ且退紀く虎下知を俟ぞよ。

扇杖を突立て大声をけく紀を起せば廣元も善信も時政の後ら追く後堂へ件の夏の趣を頼家卿ら安えあげくその處分を乞ませば頼家曲ら安ひく。

ちゝび翌早旦より在鎌倉の元老ホを召聚合く衆議の多分は任せられも
その議を聴くべしよまづこの旨を伺はんと當坐は仰せられ侍りける程はその
日は暮く明れば五月廿日この日召よりく柳営は有る人々遠江守北條時政その
子相摸守義時大膳大夫大江廣元大夫屬入道三善善信左衛門尉和田義盛
判官比企能員莊司秩父重忠之間旦より出仕して礼服の袖とつゝりく皆衆議
聽よ聚合よれば頼家卿も着坐ありて尼御臺もこの日の衆議を外ゝ聽ん
とく上壇の左のつまに翠簾を垂籠くとり表を為躰齊々整々とし〻く情
ゆゑ〻〻ぞ人々うる當下時政は衆人まつも對ぶくまづ參會の大意を辺頼家
卿の仰を伺へく多賀光仲が犯せる罪證据明白なる人は夫役ホ既は首伏なりく
某が却はすは云云ありて廣元善信の議は趣は云云ありと精細は報知りてその
意見を問ふ義盛と能員は竊はありなんこの議即坐のあん答は及び

がたく退はく愚按を旋らし小後ト上ん狀とは重忠これをもゝく列を
ものれく進ぶ言ひくゝ〻くとも光仲が罪の趣その證据ありとも夫役が
首伏あればそも某はあるべきとは時政は赤いもと問へば莞爾とも笑て
光仲実は經任が財宝を私せば捗は帰はしてもゝくと鎌倉はでもて来べきれ
疑しは一ッあり又廣綱の隠道は功成く身退く素よりその情願と初の度
鎌倉へ召れとも〻〻人がのぞうこの地は凱陣しく身の暇をもとべきもと
光仲身もとは恩賞を貪らんとて竊は害せをどのことと疑しは二ッあり又朝夷
三郎義秀は和田義盛の蔭児なれども幼小は時故あるく父は勘當せられし
を免許をはぞしく鎌倉へ赴はぐくしとは曩は光仲がはうせしてはぞや
彼朝夷はその武勇の世は捷れるのゝ強れば光仲遂は
彼人を伴ざりしんもとをを光仲がその功を賞むはうる追退けしをどいふ

こゝに疑しかるべきの三つあるべいんや賊の粮を散して餓る民を賑し賊柵を燔き敗城を毀し人君の名爵を等閑にすべくこれその器量の捷れし所賞也べく罰もべくべく彼漢土の経籍にも罪の疑しきこれを免し功の疑しきを賞するの例あり光仲の罪の趣疑しかるべきを恨まるゝ竊に陷れんとする夫役ホを欺き長堤四箇を増加し狡苛責の苦しみ安からず誣告を伏するハ下郎の俗情沙汰に及ばざこれ彼ものゝ光仲が薄命嘆ずあまりあり速宛枉を釋く恩賞ゝ忘れ彼奸人ハ鬼胎を抱き説者ハ舌を縮むべし愚按の趣かくの如しと言爽に議すれ義盛能負欺して莊司微妙くいれう某ホもそこゝのすを云ざるまわねども證据明白ふより當坐に發言をこゝかしへハ是才の短知なり寔に宏論感佩せりと両人齊一称を時政ちんく冷笑ひ正しき證据を外ずく罪ありとハ依估あるべしこれ具に負の沙汰にて詰ひ重忠些も撓まず悪を善とし邪を正とし其の辨理義にあへざるを依估あひ具負とせり某ハ只理を推て義を取るの外論議なし光仲果して罪あるべきの初渠を汲引せし貴公爵の孫泰時時の人を忘れの地に措んとおもへども泰時ハ弱冠なれども理義にさとく恥を忘れり彼少年ハ三月の比に使として京都に赴き六波羅の館に留りそかへうあるべきこの席に列らび恥てみづから罪を云人り連坐れ科かとせべきれを依估あれ具負あん誹謗の水直れば國に曲る民をそ殘に勝く殺を去る堯舜の典に所暴を恐ふしく刑に淫するハ桀紂の亡る所和漢の先蹤みな相同ど理義にあしろ證据にあるべきを外とし求べきといふまく時政怒りに堪ず推向る膝にをかけて拒を爭ふとする程に義時ハ通と出く親を隔て重忠にうち對ひ流石に識者と

世よ許されし。貴所の辨論今やすでに殆視聽を驚せり。されど猶さらに
いろいろに亦一徹の論あるべしと雖も、もしこれ光仲の罪疑しくとも證據も亦反古よ
あるべし。かれがその死罪を宥めく然るに武士よ領けるべき求ぞ。そ夏の虚実も
定ふ考ずしてかん彼蘇味道が摸稜の段ハ和殿よ對しく説べくもわれ罪と
一時よ突出べくその情竟よ頭をん愚意も亦摸稜よ庶幾しるべ父の性急あるそ。
老の癖ゆえあんぜんこころゆかけもひとと木ゆ就ぞ草ゆもつべ大人しゆふ
和解れば廣元善信感服そ相州の意見ハ穏便ゆく寔よ中ど執るの幾し。
且光仲と獄舍よりゆ出さそ誰ゆもわとその身を管り捕竜く措べくバ禁
獄よおそこあんん基ゆも豫より。かこそ考ひいれとあるよ義盛能員も已とを
ゆぞ点頭そう賴家遥よゆ義時の意見予が意よ稱へりよそ光仲ハ
嚴科の保綫を解放く左衛門尉義盛よ領くべし。究屈の證立ん日よそ

その身を召竜く親族妻子の音耗をお許しそかれば又佐味笠内高利ハ嚴重の
咎めを放べく光仲のその果んん日ゆそその出仕を禁むべし又彼吉見冠者義邦ハ同
宗の親をあるを久う民間よ零落しく百折千磨の艱苦を歴しそその薄命憐
むべし。されども渠ハ光仲と莫逆の交ありとそゆくその忠奸を糾せゆバ聊軍功
ありとも軽しく賞しかし既よ一昨夕より。荏柄平太よ留めさしそ小鉄坂よ
在りと欲ゆバ廼亂長よ領措んこれ亦宿所よ召竜く怠慢の失あるとなるべ
これ又ゆよ義邦を拯出しく經任を繫捕且單身ゆく厨川なる五百賊を屠り
朝夷三郎義秀ハ蓋世の勇士なり渠ハ義盛の蔭子なべこれ當家譜第の
ものありいでそその大功を賞せざるべ死。そのを人とあるを伐ん笑く甚渴せ渠を
近習よとり加えく召使んとゆものゆ何ゆの故ゆ考くねどもよそ親義盛も予が言ハ
背べ速よその勘當を宥免しそくその身を慰とるべしこの他瑣細のるべ

執権元老相譚めく宜く相計ひ少くく扨も和田左衛門い彼義秀をけなげ
こゞ子とハあ〳〵ぞりし狩主の為親の為よ憑しかるべ紀ものなどそ年来遠
離る故こそあるめいあぞと問せめべ義盛ハ唯と応て小勝を進めそ同城よ
黙止ゞさし某壮年ありし比彼巴よ産しる阿三丸といふ男児あり質弱多病
なりしれが法師よせんといふを巴ハ朽をしくあひん忽地よ世を逝ぬそ
折乳母栞ほとひしるの阿三丸を抱て遂電しく往方をあゞ巴が逆命て
あるるのべし後よ少べ安房国朝夷郡の百姓豊六とあるハ栞ほが良人あり
夫婦あるを合して阿三丸をあく隠して字育しとり如此ゆ人ぞもねとり
久く復ざるハ不慈よ似く少ども某ところよ羞ますありて黙止ぬ紀後又一次な
少べ彼豊六ゞ子阿三郎とあ少年親の讐を報ん為よ眼代鼈堀圖内ハ某ん其徒
五人を糾やして走りて往方をあゞとあり阿三郎ハ阿三丸なべし介後何処よ立潜ひん

風の便りも聞ぬ心よからざるあねどもあの〳〵せんをべありし紀の義よ
就きそハ大〳〵なる情由ありねども明々地あやあげ〳〵あるを今御深ありて
彼義秀をゞ子なんとあるハ渠朝夷と号るハ安房の郡の名を取り又義秀と
名告るハ親の名の一字を取て狩且古幕下より恩賜の名刀倶利迦羅の一口を
阿三丸よ取らうと義秀り彼宝刀を今も身よ帯べかゞるを正紀登据ハ
あるかくハ親の心を追失ひるめよあゞ乳母が奪めく走りて義秀正くこゞ
子めく鎌倉へぞ来べ某対面せぞやあん況今恩命の辱紀親子の幸ひこの
上やあん使を遣られ渠も亦歓ひく速まあん狩只心りるれい近偶世の風
聞よ義秀ハ義を守ること甚紀武骨の壮佼ありとゝべ光仲既よ功ありて一介の
賞を称れば罪蒙りぬと偽べ渠のゝ徴よ応ることを義やゞとして辞し
おうさん狩親あゞもいと恥紀渠があるハ測ることを光仲のゝやゞ吉見冠者も

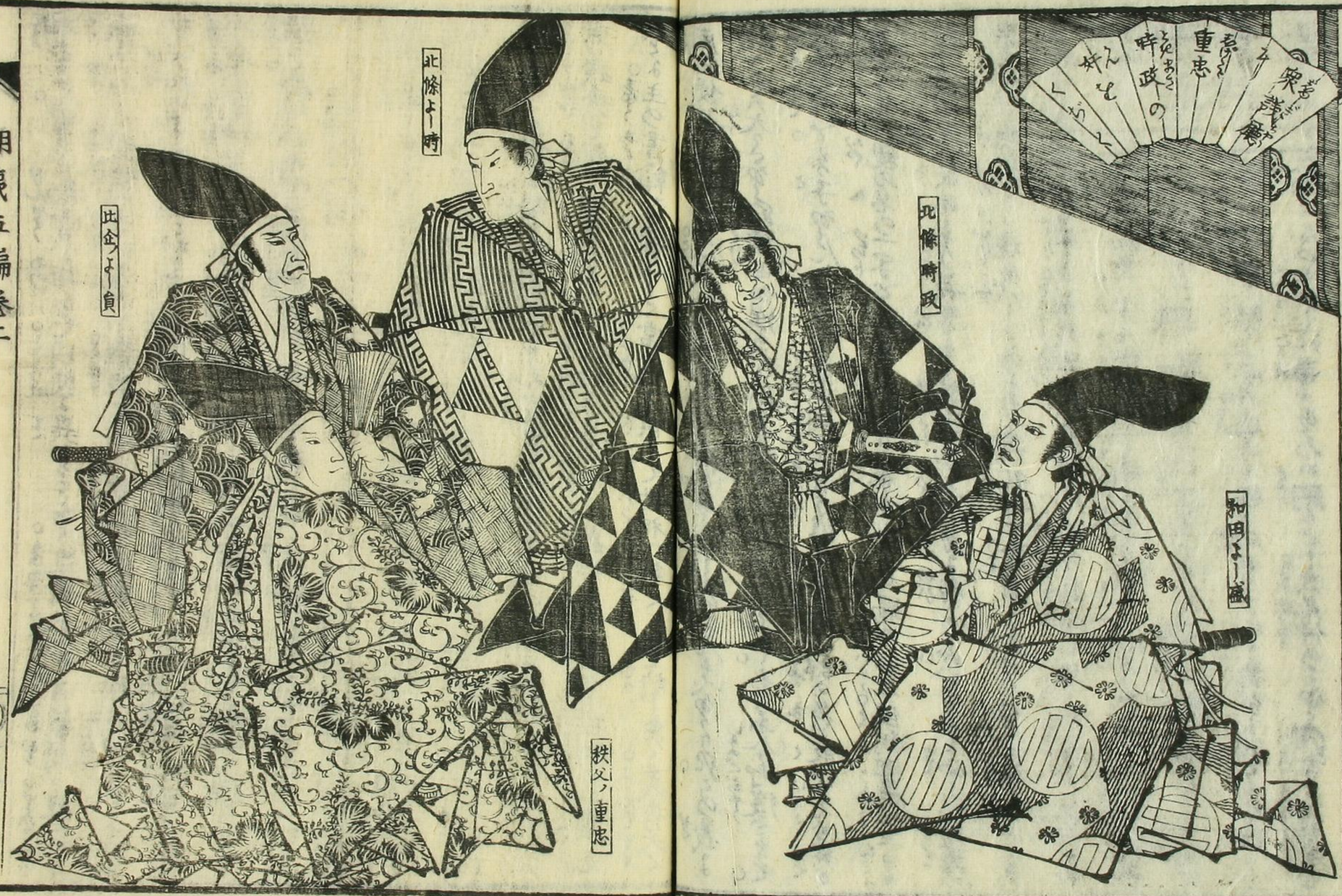
北條時政
和田義盛
北條よし時
比企よし員
秩父ノ重忠

功ありて、はなはだ勧賞に預らず囚徒に異なるなく、亂長奉りて召竜措かば、從義秀
微に応じて鎌倉へ参ともいく難渋とやうん欲これも亦測るべし。これらの趣なほとかく
ちん下知のまかるべしとぞ答おせば頼家曲に必ずひくおもひて趣神妙なりとて
今速に光仲を赦しかく義邦を賞し易くべつもを兄と素やうの右もと額に出し
當ぐ。ひくこのまよん義時ぞく氣色を察て進に近つ程くまうさぐりて義邦
かくもそる慮を悔しめ、ぞ、ぞ、今義盛が、せ、只推量の外と知べまず試のあん使を
彼地へ遣しめ、さ、れこのあん使に他人へ相応しかば義盛の嫡子なる新左衛門
常盛ぞを、ぞ、人柄あれ常盛に義秀の兄なのれど雅顔を送に徳送れ
、、、、び機に臨て不便なん究めて拙策なべ欲吉見冠者の後者共に
貪義秀と親しかべ。よりて荏柄平太に仰く義邦の老黨なる彼江三廣光
べに主の書翰と齎しく常盛に倶して岩神へ赴くことを許しなべ義秀大く

渋ことも君と父との使者を問へべきの身のなに亦兄と且義邦の状ありて廣光ホ
よくあらん人べ脱て路にはじ剛情我慢に愚俗にあり義秀実に義を守らば理
ゆも亦さ、、かんに理義にさ、、て君父に悖ることなく越路へあん使を遣
さ、べ、、、と勧めまく、せば頼家卿まく、領ぬるに程に翠簾の内に尼御臺の兇
声洩れ、義時の計殘とあん感じめ一殘やう多く果しなば重忠に又勝を進めて
時政に對して更に復議しかもう光仲に幸に禁獄を故されなく和田左衛門に
領させ侍の作法に稱へ誰に歓ぶものあん恩赦の沙汰に今なべとも
曩に佐味竺内ホが献りし賊首經任叛賊時夏ホが首級に忍に必ずくも
あ、べ、、、く梟首せ、れぞ賞罰に、よく立ちあんとへば能員も亦なう。
荘司の意見寔に所以あり既に炎暑の比なに日数を過さば彼首を腐
爛れく髑髏とあ、んさぞに遺恨のあ、べ、光仲の赦に遅々せとも今速ホ

せまゝ死ハ現このすかんとゝ時政くれぶとも経任ホハ遠うゝ泉首せれんず勿論〻但時夏ゞ首ハ梟ゞ〻その故ハ渠ハその初経任誅伐の副将ゝ〻ふその戦ひ利あゞ〻賊ゝ降るゝ共余ゝ今経任ホとひとゝくれを梟られぶこれぶ君のあん恥辱を世ゝ披露するゝ似ゝこの残ハ要死ゝ〻ゝんと拒むを重忠推返〻君子の過ハ日月の蝕の如〻人皆これゝ更れぶ人皆是を仰ぐ時夏が叛逆ハ経任ゝ倍ゝとあり何とゝれが渠ハ君恩を仇ゝく賊を資け御方を賣ゝく脱れゝ原御家臣ゝ〻ゝこれを梟首せどゝいぶそゝ君のあん悞を飾ゝ〻ゝく公ゝ〻ぶ亦只君のゝ人ゝ〻ぶ執推もこれらの残をゝふして脱ゝとゝん再三評議を礙ゝ〻ゝと辞を竭〻て討論ハその忠勇推ゝ怕ゝく禄の為ゝ口を鉗まぶ世ゝ有ゝ〻ゝ直言ゝれども時政ゝゝく従ぶ言果べくゝあゝぶれば廣元善信これを和解〻ゝの残も亦決〻ゝ憲断ゝをゝとゝ両人躯〻この趣を申〻ゝく〻ゝ時政が意ゝ背ゝ〻ぐ〻〻紫ゞ煩ひゝ且〻宜ゝ〻ゝの評議ハそのゝ〻只光仲ホゞ〻ゝのゝれば逆賊ホを梟首のゝハゝく例を勘〻て後日ゝ〻ゝ義邦主従ゝ領くゞ〻在柄平太亂長越中へ遣〻〻義秀を徴ぶ〻死和田新左衛門常盛ゝ今日御教書を賜ゝん廣元善信奉り〻形のごゝ〻ゝ光仲ゝ義盛ゝ仰〻ゝ今ゝ〻違背ゝ〻ゝ集會ハこれゝ〻ゝんぶ〻ゝ〻ゝ暇を〻ゝ〻ゝ近習ゝ翠簾ゝ後堂へゞ入りゝ時政ゝれゝ高ゝ起〻〻ゝ起〻〻ゝ大敬の袖〻〻ゝ慇ひ悠〻ゝん先ゝ立ハ廣元善信義盛能員重忠も義時も迭ゝ辞讓の威儀正〻ゝ〻ゝ〻ゝれ立てゞ退出る。

朝夷巡嶋記全傳第五編巻之二終

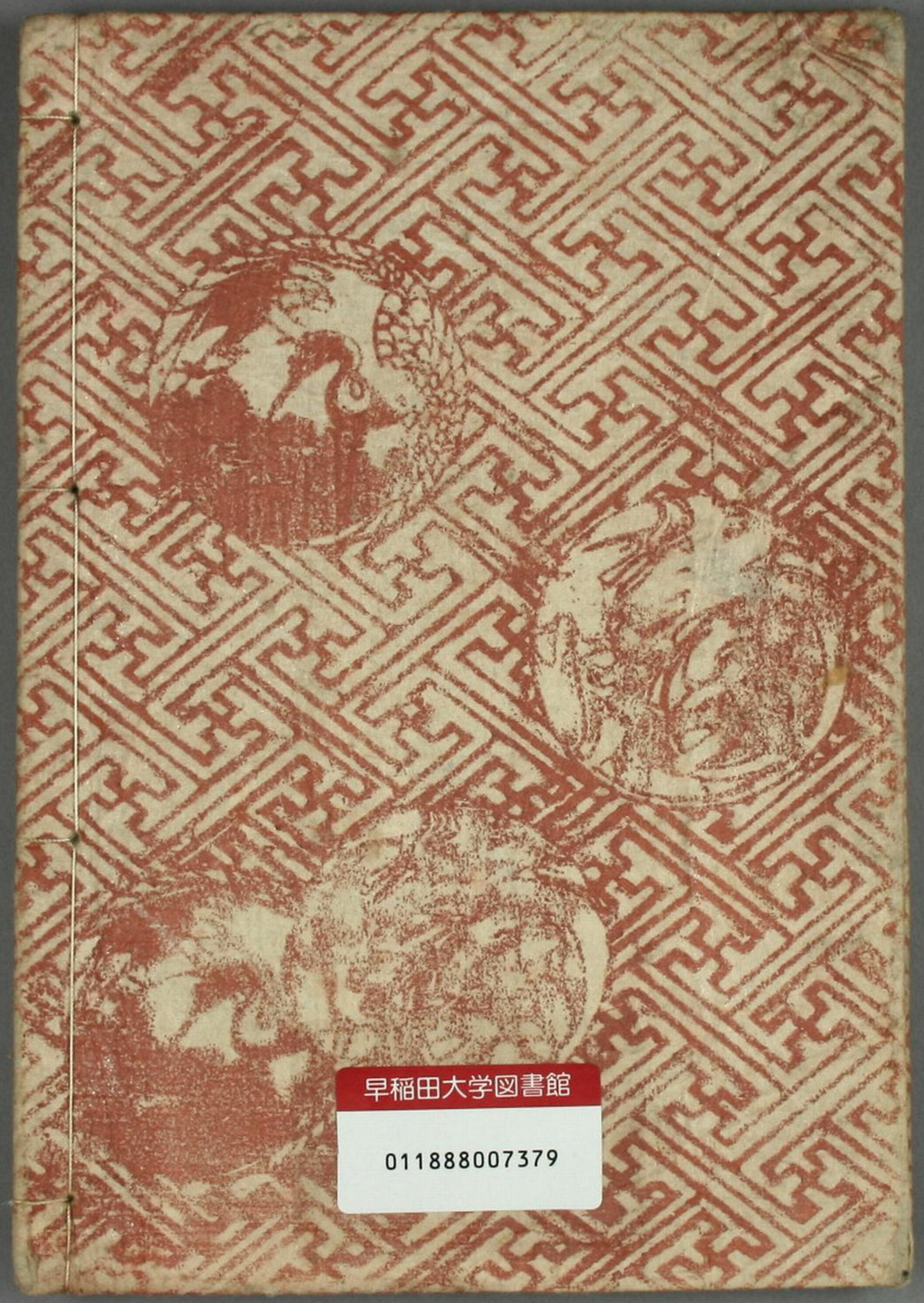

早稲田大学図書館
011888007379